

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（6）
2. 日 時：令和2年9月7日 13時30分～16時45分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、止野上席安全審査官、
植木主任安全審査官、片桐主任安全審査官、藤原主任安全審査官、
三浦主任安全審査官、皆川主任安全審査官、小野安全審査専門職、
土居安全審査専門職、杉原技術参与、山浦技術参与、
西澤原子力規制専門員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副部長、他2名

原子力本部 原子力部 部長、他12名※

5. 要 旨

（1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号機の工事計画補正申請のうち、「地震による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。また、女川原子力発電所2号機の工事計画認可申請に係る審査の対応状況について、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<基本設計方針に関する説明資料>

- 地下水位低下設備について、基準適合上の位置付けに係る先行プラントとの差異を整理した上で、基本設計方針ないし添付資料の方針書における地下水位低下設備を構成する個々の設備に係る位置付けを説明すること。
- 主要施設の基礎スラブへの地下水の影響について、評価結果を踏まえ、揚圧力における不確かさの考え方を説明すること。

<先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-1耐震設計の基本方針）>

- 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）について、対応する条文がわかるように考え方を説明すること。

- 建物・構築物の荷重の種類について、異常時圧力の取扱いを整理して説明すること。
- 原子炉建屋の改修工事による重量増加について、影響評価の結果を踏まえ、基本方針での取扱いを説明すること。

<VI-2-1-2 基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の策定概要>

- 基準地震動 $S_s - F3H$ について、施設への影響の観点から不確かさケースの評価結果における代表性を説明すること。

<その他>

- 提出資料のマスキングについて、その範囲を適切に設定すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2)について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 基本設計方針に関する説明資料【第5条 地震による損傷の防止】【第50条 地震による損傷の防止】(O2-E-D-01-0010__改0)
- (2) VI-2-1-1 耐震設計の基本方針(O2-E-B-19-0003__改0)
- (3) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-1-1 耐震設計の基本方針)(O2-E-B-19-0004__改0)
- (4) VI-2-1-2 基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の策定概要(O2-E-B-19-0005__改0)

以上